

既に支那より輸入せらるゝに至つた。是元より曩に我棉花の輸出せられしは、米國南北戦争の爲め其の價格の騰貴せるに因る一時の現象なりとは云へ、外國棉花の輸入が倫敦約定に基く關稅の低下に在ることは事實であつて、當時の英領事も認め居る。

又之を一般商品の上より見れば、幕末に於て輸入税が原料より精製品に至るまで一率に五分であつたことが、精製品の輸入を促進し、之が爲め幕末に於て我國へ輸入せしものは日用必需のものよ

## 銅劍銅鐸に就いて(二)

梅原末治

りは寧ろ當時に在りては奢侈品貴重品に多からしめ、從つて其の恩惠を蒙りしものは一般民衆よりは、寧ろ上流若くは武士階級であつたのである。之を要するに幕末に於ける外國貿易なるものは、助長すべき輸出が束縛せられ、制限すべき輸入が比較的自由に行はれ、之が爲め我國民經濟生活發達の道程上に、一大障礙の横つたことを信ずるのである。尤も之に伴ふ利益もあり、當時の國情上却つて幸福なりし點も存するも、是等は後に考ふることとする。

### 五

銅劍銅鐸の特殊の分布状態が其の全般の性質を

考查する上に重要な基徴をなすのは著しい事實でこの點に於いて銅鐸と頗る相似た處がある。私は嚮に銅鐸に關する調査を試みた際に、鐸の形式の

先後の考定に當つて、各の形式に依る分布を検して興味ある結果を得て其の示す事實をば相對的年代觀の據點の一とした。従つて今此の銅劍銅鉞の場合に於いても同じ方法に基き上述各形式に依る分布を調べて、私の推定した形式論が果して妥當であるか否かを糺して見やうと思ふ。そして同時に此の分布の状態から漸次遺品の性質に關する論述に入ることにしたい。さて銅鉞銅劍の分布表は

銅劍銅鉞發見地名表

發見地	銅鉞		銅劍		備考
	狭鋒中形	廣鋒	細形(銳丸)	クリス同(狭)同(廣)	
筑前國筑紫郡春日村大字須玖字岡本吉村氏邸附近	—	—	—	—	古墳(甕棺)古鏡、璧 古鏡二面玉等同
同郡同大字字岡本聚落の北	—	—	—	—	古墳(甕棺)種
同郡同大字字岡本小字坂本	—	—	—	—	古墳(甕棺)種
同郡同大字字岡本小字辻	—	九	—	—	古墳(甕棺)種
同郡同大字字岡本バンデヤクデン	—	—	—	—	古墳(甕棺)種

最近に高橋氏の示されたもの略ぼ完きに近いが、こゝには私の集め得た資料を加へ、範圍を朝鮮にも及ぼしたものを掲げ、上述の形式に依つて出土の遺品を分ち載せることにし、なほ附するに伴出物や遺跡の種類を以てした。其の繁に互るにもかゝらず詳記する所以のものは云ふまでもなく、本論に重要な關係ある爲である。













同郡中川村所在

周桑郡庄内村大字且ノ上大黒山

字摩那妻鳥村字東宮山

讚岐國木田郡庵治村圓山

大川郡石田村

同郡津田村字北山

香川郡弦打村字郷東下ノ山

仲多度郡琴平山榎ノ木谷

同郡大麻山

同郡善通寺町大字善通寺字瓦谷

三豊郡大見村劍五山

同郡同村

同郡粟井村粟井神社藏

傳讚岐國

香川郡弦打村大字鶴市字御殿山

土佐國香美郡田村字見當

高岡郡波介村字萬福寺扣山

(銚)

(劍)

(推定)

(鐵劍形十七)

出土地不詳

古墳(組合七棺)

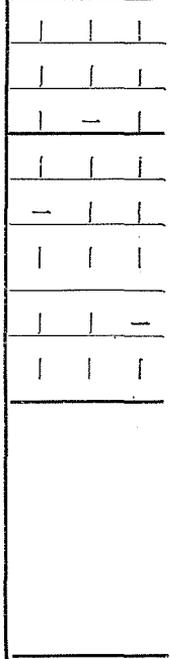
出所不詳



大和國高市郡阪合村大字檜隈

伊勢國鈴鹿郡龜山町附近

信濃國更級郡更級村大字若宮



以上の表に據ると其の分布は九州北部が特に濃

厚で内に平形を除く各種の形式が存在するが、狭鋒銅鉾や細形劍の第一形式と見るべきものは筑紫の平野に多く發見され肥後や、兩豊地方はこれに反して廣鋒の類を主としてゐることが知らるゝ。

中國四國は其の分布の密度は下るが中國の西の方は形式の古いものが見られ、四國は伊豫讃岐が割合に多くて、其の型式は銅鋒の類では廣鋒のダンピラ状のものや、細形劍では丸味を帯びた式が多いこと豊肥の地方と相似て、更に平形なる扁平な特異の形式の遺品が見出されてゐる。次に近時資料の豊富を加へた對馬と朝鮮では、前者が中型の銅鉾と幅の最も廣い類が大部分を示してゐるに對して、後者は狭鋒銅鉾と細形銅劍とが主要な遺品

で、殊に劍では黒橋里や東大院里の遺品の様な極めて細手の鋭い類が大部分を占むるのを看取することが出来る。即ち分布の示す事實は大體に於いての上掲形式學上から古式と認めたものが朝鮮や九州北部の支那に近い地方に多く、其の後の形式が九州北部から南部に擴がり、更に中國、四國から一部分近畿に及び、遠く信濃にまで痕迹を示したことをかたるもので、これは從來度々繰返した銅劍銅鉾の形式の由來が支那にあつて、それが我が國に傳へられて生じた特殊の文化所産と見る一の基徴となるのみならず、其の文化流入の徑路やまた同時に上述の私の相對的年代觀が甚だしい誤りのないものであることを證する有力な據所になると信ずる。

註(1)拙稿「銅鐸に就いて」(藝文第十一年第四、五號所載)

(第四項参照。)

(2)此の表は考古學雜誌第十三卷第一號の高橋氏「銅鉞銅劍考」(六)に載せてゐる。

(3)朝鮮の資料ではこゝに擧ぐる外なほ加藤灌覺氏から聞いた次の二例と李王職博物館に出所の詳細は不明であるが、同地出土と認むべき立派な細形銅劍一口や、鮎貝氏所藏の平安南道出土の支那式銅劍一口なきがあるが、今ま資料の正確を期する爲に繁雜に流るゝをおそれて何れも省略に従つた。

一、慶尙北道慶州郡外東面南山 銅劍一口

一、全羅南道木浦附近 同 上

(4)對馬に於ける形式上よりする分布の事實はやゝ異例ではあるが、これは同地に於ける遺品の分布の特に濃厚な事實と併せ見れば、孤島であつて後迄も其の文化がのこつたこと云ふ特殊の事情に本くものみ解すべきであるかも知れない。

六

以上で略ぼ銅劍銅鉞の諸型式の相對的年代を定め得たと思ふが、然らば次に其等の實年代は何時に當たるかと云ふ遺品の性質上最も重要な問題に當然接觸することになる。此の考察は遺物そのものに記銘がないのであるから、どうしても伴出の遺物の方面から觀察せなければならぬが、幸に銅劍銅鉞は銅鐸とは違つて、割合に伴出の遺物が多いから考古學上相當に有力な考察を下し得るの望があるし、特に先輩の努力に依つて今や殆んど問題が解決されやうとしてゐるのである。

さて劍鉞と伴出する遺物としては既に表に注記した様に石器、土器、古鏡、銅器、鐵器等いろんな種類があつて其の品目は甚だ少くない。今ま見易い爲にこれを分類すると次の如くである。

石器類 磨石斧、石劍、其他  
土器類 彌生式土器、甕棺(大形土器)漢式土

器、陶質土器(?)

銅器

小筒形容器、管狀銅器、耳付壺、耳形銅器、銅豆、馬鐸、銅壺、車鑿の角

行花紋重圈雙葉鏡、方格葉文鏡、方格四神式鏡、日光鏡、夔鳳鏡、多鈕

細文鏡

形銅器、輪鏡形銅器、乙字形中空銅器、銅鐸、古錢(五

銖錢)

劍身、斧頭、

鐵器

鐵鏃、鍬先き

玉及璧類

勾玉、硬玉製及び玻璃製

(推定)の管玉

(鹿角製)、玻璃製小玉、玻璃

製壁。

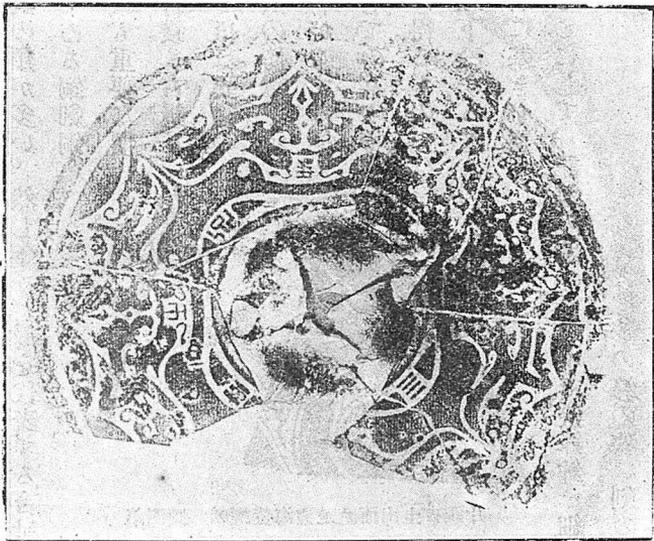
鏡鑑

重圈素文鏡、重圈及渦文精白鏡、内

存在を見るのは支那文化の及ぼした程度を察する

行花紋精白鏡、星雲鏡、雷文鏡、内

一準據となり得ると共に、他方玻璃そのもの、沿



第三圖 須玖出土夔鳳鏡拓本

是等の遺物は銅鉾銅劍の性質を究むる上に重用な意義を有することは事新しく

述ぶるを要しない。今一例を擧ぐるならば、一方に於

いて石器が伴出すると同時に他方また鐵器の併存する

事實は、銅鉾銅劍が文化の過渡期即ち所謂金石併用時

代の所産である事を物語るものに外ならざるが如き、

又穀粒紋のある玻璃製壁の

革を考へる上にも極めて重要な意義を有すること、さては伴出の土器の形式から是を用ひた民衆の問題に光明を投ずるなど其の類が多い。然し乍ら今こゝに考察の對象としてゐる銅劍銅

鉞の實年代考定に當つて、最も重要な價値を有する伴出物としては古錢と古鏡と

の二者を主とすべきなのは、ほぼ異論のない處で他の多數の遺物は其の傍證を示すに乏しき、或は寧ろ前者からする年代の考定が得られて資料としての其の特殊な價値を發揮することも云ひ得るものであるかも知れない。従つて以下論ずる處の年代觀は主としてこの二者に基き必要に應じて他の遺品にも及ぶことにして、記述の繁雜に互るを避けたい。

鏡を發見した銅劍銅鉞關係の遺跡は筑前の三雲と須玖との二者が著しく、これに長門梶栗濱の一

を加ふる僅かな數であるが、其の形式は上に擧げた様な多數を占め、また劍鉞の方でも、須玖の遺跡を代表する吉村氏の屋敷地からは狹鋒の銅鉞を



第四圖

朝鮮黃海道楚臥面出土古鏡片

主として中型の鋭利な鉞を併せ出し、また細形劍やクリス形狹鋒劍や異形劍が存してゐるし、小字坂本では二面の鏡と共に細形劍一口が見出され、三雲からは狹鋒銅劍二口と細形の精巧な劍（今ま博多聖福寺に藏するもの）とクリス形の狹い鋒の劍が同時に發見されてゐる。この事實から推すと上に擧げた各形式の中で狹鋒鉞と細形劍（特に鋭いもの）及びクリス形の鋒の狹い劍の三者が少くも或一點では同時に存してゐたことが確めらるゝから、鏡の示す年代はやがてこの一點に相當すべきなのは自明の理で

ある。

鉦劍と伴出した上舉諸種の鏡鑑の年代に就いて精緻な研究を試み、一々の年代觀を示されたのは初にも一言した故富岡先生であつて、銘文の考證書體の調査鏡の手法等から、從來是を以て魏晋の遺物とした説を排して、其の主なるものは支那鏡鑑中最も古い形式に屬し、まさに前漢代の製作と見るべきである事を明にせられた。其の詳細に載

せて考古學雜誌第八卷第九號の論文にあるし、また遺著「古鏡の研究」にも収録されてゐる。先生は更に其の後、支那の廣州東山龜岡の古墳内に於ける副葬品の示した考古學上の事實や、また博古圖載する銅器と鏡と伴出の事實等から推して、我が銅鉦劍と共存する遺物中最も數の多い精白鏡が前漢代に存したのを立證せられた。この研究は故人が支那鏡鑑に關する業績中最も顯著な一に數へらるゝもので、今や學界一般の認容する處となつて

居るからこゝに改めて詳述するの要を見ない。さ  
り乍ら如上の富岡氏の研究を推し擴めて是等の鏡  
のすべてを前漢代の製作と解し、其の間からのみ  
同代古鏡發達の系統を辿つて、引いて銅鉦銅劍の  
年代を定めんとする論者がありとするならば、そ  
れは事實上誤つたものと云はなければならぬ。  
で以下蛇足の感はあるがそれに就いて少しく鄙見  
を加へることにしたい。

上に數へた伴出の古鏡の中で素文鏡や、雷紋鏡  
さては星雲鏡の類は、構圖や手法の上から古い形  
式に屬して前漢代の作品であることはほゞ誤りな  
いし、また最も數の多い精白鏡の如きも、三雲出  
土の遺品などは富岡先生の考説と相待つて同じ代  
のものどせらるゝが、須玖の坂本から出たゴシツ  
ク式の日光鏡の類に至つては近頃後藤藤君の示され  
た對馬に現存する一鏡等と共に果して同じ代とす  
べきや否やに就いては疑を挿むの餘地のあること

と思ふ。これに關して注意に上るのは前年、鳥居博士が南滿洲の遼陽で一古墳を調査せられた際にゴシツク式鏡が古鏡と伴出した事實から來る示唆である。博士の「南滿洲調査報告」に依ると調査の古墳は遼陽の西門から西方約三十四五町の鐵道線路に接した左側にある箱式磚棺で、その内部に大泉五十、小泉直一と共に「而日而月而内而至而清而照而心」の銘ある立派な所謂ゴシツク鏡一面が存してゐたのである。大泉五十と小泉直一とが共に王莽代の泉貨であるのは漢書食貨志に明文が存するから同時に出たゴシツク鏡も同じく其の頃のものとするのが穩當であらう。この精白鏡式の鏡が王莽代若しくはそれよりやゝ下の時代に遼東の一地方の古墳の副葬品として用ひられた事は、漢の樂浪の故地と認むべき朝鮮の大同江岸の古墳や、<sup>㉔</sup>南鮮の慶尙北道永川から同じ古鏡の出土してゐるの<sup>㉓</sup>と併せ見る時、我が北九州に傳へられた多數の

同式鏡の輸入の徑路が推測せらるゝと共に、また其の年代の考察に對しても教ふる處があり、單にゴシツク式鏡なるの故を以て前漢代とするの當らざるを物語る資料とすることが出來ると信ずる。更に轉じて筑前須玖から出土した夔鳳鏡を見るのに、其の表現の手法が獸首鏡と全く同一であることは何人も認むる處であつて、共に構圖や文様の分子から起源が古きにあるを思はしむるも、兩者中の獸首鏡は年號のある遺品の示す處に本くと、其の形式が整つて精巧な作品を生ずるに至つたのはほぼ後漢の中期にある事が疑ひなく、下つて三國に及んで餘程形式化したのが推し得る<sup>㉔</sup>夔鳳鏡ではまだ年號のある遺品に接しないから明ではないが、此の形式は現存支那鏡中割合に遺品の多い類で、其文様の表現にいろんな程度のものであるが、年代を徵し得る唯一の遺品とも云ふべき故富岡先生舊藏の劉宋の樊氏作鏡の示す手法から推す

と、この形式の鏡の盛行と完美は獸首鏡とほぼ同じ頃にあつたらうことが察せらるゝのである。而して須玖出土の遺品はまさに該形式の精美の域に達したと見るべき手法を示してゐるから、これは寧ろ後漢代とするのが適當と考へる。如上の見解に對して傍證となるのは、須玖出土と略ぼ同じ程度の精品が帶方の遺跡と認むべき黃海道鳳山郡楚臥面養洞里の第五墳（博築古墳）から發見してゐることである。（第四圖の拓本に示す破片がそれで、今原品は朝鮮總督府博物館の所藏に係る。）の帶方郡は西曆三世紀のはじめ漢の獻帝の建安中に公孫康が遼東に據つて覇權を執り、樂浪の經營に意を用ひた際に屯有縣以南の帶地に建置したもので、従つて其の古墳は自ら同代以後の營造とすべきで、副葬品また同じ頃のものど解すべく、古い前漢の鏡を葬つたとするのは穩當ではない。

故富岡氏の結論に以上の事實を顧慮すると伴出

鏡の示す下限が後漢の始め頃になるのであつて、

主要な二遺跡中、三雲がやゝ古く、須玖がその下限に當る様に見ゆる。果して然らば上記の狹鋒銅鉞や、細形劍、クリス形狹鋒劍の實年代の一點はその時にあることに歸する。この考定に對して古錢の示す事實如何を一顧するに其伴出は朝鮮黃海道黑橋里に於ける狹鋒銅鉞と細形劍とが五銖錢と共に發見した一例のみではあるが、此の五銖錢は所謂穿上横文五銖で、前漢宣帝の神爵二年鑄造する處のものに係り、年代が明瞭に示されてゐる。従つて此の場合には兩形式の遺品の一端が前漢末にあるわけになる。三雲の出土品は今殆んど實物が傳はらないから省いて、此の黑橋里の劍鉞と須玖の出土品中にあるそれを比較すると、細形劍にあつては前者が著しく細くて且つ銳利であること、鉞では後者が長大であることが眼に着く。兩者の相違を嚮の相對的年代觀に對照すると、黑橋里の

示す形式が古くて、恰も示された實年代の先後と一致する。然らば二つの資料から得た處の前漢末から後漢に亙る王莽代を挾んだ、約百年間が我が國での狹鋒鉞や、細形劍さてはクリス形狹鋒劍の行はれた時期とする確實性が加はるわけになる。

而してこの實年代は近時究明せられた我が國に於ける金石併用期が西曆紀元前後にありとする見地から、銅鉞劍と石器との伴出が偶然でないことが分明し、また玻璃製品の伴出も、南鮮の金海貝塚から王莽の貨泉とともに、立派な玻璃製棗玉や、丸玉の出てゐる事實と年代上の合致が認めらるゝことにもなる。若しそれ土器の性質の示す處に至つては別に詳述を期するが、鄙見を以てすると素焼から陶質への過渡が南鮮で同じく王莽代に行はれたと解すべきものであるから、これもまた大體に於いて年代上の一致を見るわけで、いよゝゝ如上の實年代觀の信據するに足るのを思はしめる。

かくてこゝに銅劍銅鉞の實年代として王莽を中に置いた前漢末から後漢の初に亙る年時を得たがこれは云ふ迄もなくすべての形式に亙つた年代ではなくて、度々擧げた細形劍の銳利なる式、クリス形狹鋒劍及び狹鋒銅鉞の三者で、而も何れも嚮に相對年代のはじめに當る諸式に屬するから、これよりも形式の新しい類の實年代は當然前者よりも後のものなのは明瞭である。今ま例を擧げて試みに其の推測年代を附記すれば先づ鉞の廣鋒でダンピラ形のものなどは、須玖に見ゆる中形との間に見らるゝ可成大きい形式上の相違から、これは後漢の終りか若しくは或者は三國に入つて作られたものではないかと考へらるゝし、クリス形の幅の廣い類や細形の劍の著しく丸味を帯びた讚岐瓦谷出土の文様のある遺品の様なもの同じく恐らく西曆二世紀前後の製作と解して大なる誤りがないであらう。平形銅劍は伴出物がないから年代を

確め難き憾みはあるが、既述の其の形式の由來や製作から推してまた後漢の中葉若しくは以後に實年代を置くのが當つてゐやう。若しそれ狭鋒銅銚その他の類の上限に至つては、前漢末と云ふ上の推定年代は我が國に盛に將來され、一部分に模造の行はれた時と見るべきであるから、支那品は更にそれよりも以前に存した事は勿論考へてよい。

此の點からせば銅銚銅劍の行はれた時期は上は西曆前二三世紀に上り、下は後二三世紀に及んで、まさに銅鐸の年代と近いものがあることになる。安藝に於ける兩者伴出の事實はその接觸を示した好例と云ひ得る。たゞ此の考定年代の下限に就ては學者の間に或は異論なきを保し難いが、出土の遺跡の性質を考查すると、遺品の用途の變化に伴ふた興味ある事實が示されてゐる様に見ゆる。即ち項を改めて、如上の實年代觀の確實性を檢し乍ら、右の點から銅銚銅劍の示現する文化の性質の

觀察に入ることにした。

註(1)朝鮮慶州入室里の遺跡から出土したもので、また學界に知られてゐない。一端尖つた長い棒狀の遺品で、本に柄を挿込む様になつてこの外邊に鐃様の突起が繞らされ上の方の部分は空洞で銅丸を入れ鈴の用をなしてゐる。

(2)筑前三雲の出土の勾玉管玉がこれである。推定する。中山博士はこれを鹿角製品ではなからうか云はれてゐるが、私は青柳種信の「三雲村所掘古器圖考」に「練ものなり」とある記事と朝鮮金海貝塚に於ける玻璃製囊玉の外見から寧ろ玻璃とする推測が當つてゐると思ふ。

(3)「古鏡の研究」所收「九州北部出土の古鏡に就いて」(未定稿)参照。

(4)故山田針次郎氏の蒐集品中に其の好例があつて、今ま總督府の博物館に藏してゐる。

(5)同じく總督府博物館所藏。ゴシック式日光鏡二面に共に小形なるも頗る精巧なものである。

(6)本誌前卷第四號所載拙稿「歎首鏡に就いて」參照。

(7)此の鏡は谷井文學士が發掘調査せられた際の出土に係る。資料として最も確實なものである。

(8)拙稿「上代土器に就いての一考察」(「思想」第十六號所載)參照。

## 戊戌の變法及び政變(中)

文學博士 矢野 仁 一

光緒二十年十月に既に光緒帝の寵妃珍瑾二妃が政治に干預したと云ふ廉で妃號を褫奪され、貴人に下され、褫衣廷杖に處されたのは、如何云ふ干預であるかは分からぬが、恐らく西太后の干渉に反對したのが不都合と云ふのであるまいか。内藤博士が雜誌支那學に於て、盛伯羲祭酒に就いて記述され、盛伯羲即ち盛昱と懇意であつた旗人中の文人として紹介された志銳は、珍瑾二妃の兄であると云ふ事は、戊戌政變記に二箇處も出て居る。さうすると二妃は姉妹であつて、姉妹で光緒帝の

妃となつて居た譯である。志銳は光緒帝自ら擢用されたものであるが、此の後禮部侍郎を罷められて烏里雅蘇臺に流謫されたと云ふことから考へても、又盛昱の推薦にて光緒帝に信用され二妃に敎授した翰林院侍讀學士文廷式の人物から考へても二妃の政治干預は如何云ふ干預であつたか略ぼ想像される。文廷式も光緒帝に大權の收攬を進言したとか云ふことで、御史楊崇伊の彈劾遇事生風、常集同類、互相標榜、議論時政、聯名入奏、並有與太監文姓結爲兄弟情事云々を受け、二十二年二月、毎度の召對、狂妄の語多きは平日不謹慎の證據